

特別養護老人ホーム湖の花 ショートステイ 利用料金表

平成30年4月1日現在

ショートステイ							単位：円
	負担段階◆	介護負担1割 (処遇改善加算含)	居室料	食費	おやつ	日額	参考計算例 (月7日間利用)
要支援1	第1段階	606	820	300	100	1,826	12,782
	第2段階		820	390	100	1,916	13,412
	第3段階		1,310	650	100	2,666	18,662
	第4段階		3,000	1,570	100	5,276	36,932
要支援2	第1段階	747	820	300	100	1,967	13,769
	第2段階		820	390	100	2,057	14,399
	第3段階		1,310	650	100	2,807	19,649
	第4段階		3,000	1,570	100	5,417	37,919
要介護度1	第1段階	860	820	300	100	2,080	14,560
	第2段階		820	390	100	2,170	15,190
	第3段階		1,310	650	100	2,920	20,440
	第4段階		3,000	1,570	100	5,530	38,710
要介護度2	第1段階	937	820	300	100	2,157	15,099
	第2段階		820	390	100	2,247	15,729
	第3段階		1,310	650	100	2,997	20,979
	第4段階		3,000	1,570	100	5,607	39,249
要介護度3	第1段階	1,021	820	300	100	2,241	15,687
	第2段階		820	390	100	2,331	16,317
	第3段階		1,310	650	100	3,081	21,567
	第4段階		3,000	1,570	100	5,691	39,837
要介護度4	第1段階	1,098	820	300	100	2,318	16,226
	第2段階		820	390	100	2,408	16,856
	第3段階		1,310	650	100	3,158	22,106
	第4段階		3,000	1,570	100	5,768	40,376
要介護度5	第1段階	1,174	820	300	100	2,394	16,758
	第2段階		820	390	100	2,484	17,388
	第3段階		1,310	650	100	3,234	22,638
	第4段階		3,000	1,570	100	5,844	40,908

☆食費単価は、朝：250円 昼：620円 夕：700円です。食数によりご負担頂き、各段階の食費が1日の上限になります。

☆介護負担の中に下記の加算(1割)が含まれています。(1日当たり)

看護体制加算(Ⅲ)	12単位	常勤の看護師を1人以上配置しています。また前年度に要介護3以上の利用者を70%以上受け入れています。	要支援1・2は含まない
看護体制加算(Ⅳ)	23単位	看護職員を常勤換算方法で25又はその端数を増すごとに1名以上配置し、事業所の看護職員により24時間連絡できる体制が確保できています。また前年度又は前3月間に要介護3以上の利用者を70%以上受け入れています。	〃
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	18単位	夜勤を行う介護・看護職員の数が、最低基準を1人以上上回っています。	〃
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	18単位	介護福祉士を60%以上配置しています。	要支援1・2を含む
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	83/1000	上記所定単位数に8.3%を乗じた単位数。介護職員の処遇改善のための加算です。	要支援1・2を含む

◆利用者の負担割合は、「介護保険負担割合証」に記載された割合となります。

◆負担段階については、収入等により4段階に区分されています。区分については、市町村に申請し、「介護保険負担限度額認定証」を取得し、施設に提出して下さい。

## その他のご利用料金のご案内（共通料金）

☆介護保険サービス加算料金（1割負担分、介護職員処遇改善加算を含む）

単位：円

加算の種類	金額	加算の内容
送迎加算	210	通常の送迎実施地域（和邇、小野、真野、真野北、堅田、仰木、仰木の里、仰木の里東、雄琴、日吉台、坂本、下阪本）のご自宅と施設との間の送迎を行った場合、片道につき加算されます。
療養食加算	10 （1回）	医師により発行された食事箋に基づき療養食を提供した場合に加算されます。（1日3食を限度とし、1食を1回として加算されます）
緊急短期入所受入加算	103 （日額）	緊急利用者を受け入れたとき（予定外の緊急での利用）に原則7日間以内、14日間を限度として加算されます。
生活機能向上連携加算	229 （月額）	外部のリハビリテーション専門職等が施設を訪問し、施設の職員と共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成した場合。
認知症行動・心理症状 緊急対応加算	229 （日額）	認知症の行動・心理症状が認められ、緊急に利用が必要であると医師が判断した場合であって、7日間を限度とします。
若年性認知症利用者 受入加算	138 （日額）	若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を決めている場合加算されます。
短期生活長期利用者 提供減算	-68	長期利用者に対して短期入所生活介護を提供する場合、連続30日を超えた日から減算を行います。

☆その他の料金

単位：円

通常の事業実施地域以外への送迎	サービス提供地域の境界から1kmあたり30円	通常の送迎実施地域外への送迎を行った場合、片道につき距離により精算します。
特別な食事	実費	利用者の希望により特別な食事を選択された場合
娯楽・行事費用	実費	利用者の希望により娯楽や行事に参加された場合
理容・美容代	実費	業者の定める金額
複写物の交付	10	1通につき
文書料	1,000	1通につき（領収書再発行等）
貴重品管理	1,000 （月額）	★原則、貴重品の管理はお断りしています。 当施設で預金通帳、金融機関届出印、年金証書などを管理した場合。
電気製品持込み費	1品 10円～50円	★携帯電話、テレビ、電気毛布等家電品の持込み費用として1品に対して日額で請求します。
その他の費用	実費	利用者の希望による日常生活上の費用

介護保険サービス加算料金、その他の料金については、要介護度や負担段階に関係なく共通料金です。